

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の策定について

1 本指針策定の目的

企業と反社会的勢力との関係遮断を更に推し進め、反社会的勢力による被害を防止するとともに、反社会的勢力の活動資金となる収益を遮断し、社会から反社会的勢力を排除する。

2 企業と反社会的勢力との関係遮断に関するアンケート調査結果

平成18年10月、反社会的勢力との関係遮断に関する意識と取組みの実態を把握するため、日本経済団体連合会に加盟する企業、各県の企業防衛協議会に参加する企業等、全国3,000社を対象にアンケート調査を行った。回答企業は1,441社（回答率48%）であった。

アンケート調査の結果、

内部統制システムの基本方針に反社会的勢力との関係遮断を明記する必要があるとの回答が55%にのぼるものの、実際に明記した企業は、26%にとどまること。

企業行動指針等において反社会的勢力との関係遮断を明記している企業は61%にとどまること。

企業行動指針等に、関係遮断を明記しなかった理由としては、当たり前のことなので、わざわざ明記する必要性を感じなかったとの回答が多かったこと。

取引相手が反社会的勢力かどうかを審査する社内体制の有無については、「ある」とする企業は52%にとどまること。

という企業の意識と取組みの実態が明らかになった。

（詳細は警察庁ホームページに掲載中）

3 本指針の活用方法

（1）あらゆる企業のための手引きとして活用

反社会的勢力の資金獲得活動は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使するため、標的とされた企業又は企業で働く個人は、組織で対応すること、外部専門機関と連携すること、法律に基づいて対応することなどが重要である。暴力団等の反社会的勢力との関係遮断は、明文で規定するまでもない当たり前のこと、役員や従業員の倫理に委ねられることという認識が一部に見られるが、暴力、威力の攻撃は、人の心に恐怖感と不安感を与えるものであり、企業の行動規範、社内規則等に明文の規定を置いて対応することが不可欠である。

そこで、本指針は、組織対応を始めとする反社会的勢力への対応の基本原則等を明らかにしており、あらゆる企業の経営者や反社会的勢力の担当者向けの手引きとなる。

(2) 内部統制システム構築に当たっての活用

企業や企業で働く従業員が、反社会的勢力の不当要求に屈することは、結果として、企業が法令等の遵守、業務の適正に支障をもたらす危険を伴う。会社法上の大会社や委員会設置会社においては、内部統制システムの整備の決定が義務づけられているし、また、ある程度以上の規模の株式会社の取締役は、善管注意義務上、内部統制システムを構築し、運用する義務があるとされており、反社会的勢力による被害の防止に関しては、まさしく、適切な内部統制システムを構築すべきである。

そこで、本指針においては、内部統制システムを構築する際の手引きともなる。

(3) 企業の適格性の評価基準として活用

本指針を活用することによって、企業の社内には反社会的勢力との関係を遮断する仕組みが整備される。反社会的勢力との関係の有無等、投資先企業や取引先企業等の適格性を審査するに当たって、本指針の内容をどの程度実施しているかを検証することによって、当該企業が、反社会的勢力との関係遮断ができていないか、あるいは、将来汚染されるリスクはどの程度であるかを評価することが可能となる。

また、本指針は、証券取引所や日本証券業協会の自主規制、日本経済団体連合会の企業行動憲章の遵守、業界団体申合せ等に活用されることが期待される。

(4) 業の健全確保のための活用

例えば、金融業においては、公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のために、反社会的勢力との関係を遮断し排除することが不可欠であるとされている。

そこで、各省庁の業行政においても、業種業態、業行政の性格に応じて、本指針の内容を適宜活用することが考えられる。

4 本指針の概要

前文において、本指針策定の背景、必要性等を明記している。

第1項目は、「反社会的勢力による被害を防止するための基本原則」と題して、五つの基本原則を明記している。

第2項目は、「基本原則に基づく対応」と題して、

反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

平素からの対応

有事の対応（不当要求への対応）

という三つの観点から対応すべき内容を明記している。

第3項目は、「内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係」と題して、取締役等の義務や内部統制システムへの位置づけの必要性を明記している。